諮問日：令和４年４月１３日（令和４年度（個）諮問第１号）

答申日：令和４年９月１３日（令和４年度（個）答申第６号）

件　名：特定年月日に千葉家庭裁判所で実施された面談に関して作成された一切の文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

特定年月日、申出人と千葉家庭裁判所総務課長外１名との間で実施された面談に関して作成された一切の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、千葉家庭裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し、千葉家庭裁判所長が令和４年３月４日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第８の２（令和４年７月１日改正前の取扱要綱記第８の４）に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

１　文書の廃棄について

(1)　当該文書の性質上、面談実施日である特定年月日から１年以内かつ申出人の退職日である特定年月日Ａ以前に廃棄することは不相当であるため、本当に廃棄済みなのであれば事務処理を是正すべきである。

(2)　開示申出をされると裁判所にとって不都合な文書（保存期間が満了したにもかかわらず廃棄していない文書、グローマー拒否の対象とはならないが存在自体を隠しておきたい文書等）を名目上廃棄したことにしておき、「課長手持ち資料」、「係長手持ち資料」等と称して事実上保存して後任者に引き

継ぐ方法により組織的に供用することは裁判所（事務局）における長年の実務慣行であり、最高裁判所の某係の係長を務めたことのある申立人の経験則上も明らかである。

これを当該文書についてみるに、仮に当該文書が名目上は廃棄されていたとしても、特定年月日Ｂの面談（以下「２回目の面談」という。）において、①総務課長が申出人作成の退職願写し等が編綴されたフラットファイルを持参しており、特定年月日の面談（以下「本件面談」という。）の話題が出た際に、同フラットファイル内の文書を参照していたこと、②次席書記官が自信を持って、「本件面談で前任の総務課長はそんなことは言っていない。」旨を述べていたことからも、当該文書を手持ち資料と称して千葉家庭裁判所が保有していることが窺われる。

２　文書の探索範囲について

(1) 本件開示申出文言は「～に関して作成された一切の文書」であり、これには当然メール（本文及び添付ファイル）も含まれる。申出文言を過度に限定解釈して文書の探索範囲を狭めることは裁判所（事務局）における長年の実務慣行であるが、本件開示申出においては探索範囲にメールを含めて再度の文書の探索を求める。

(2) 人事異動やパソコン更新等の理由により、申出日以降に対象文書となるメールが廃棄されているのであれば、それは誤廃棄として取り扱い、事務処理を是正すべきである。また、仮にメールが廃棄されていることを理由に不開示の判断をしたのであれば、メールの送信先である上級庁の職員等のパソコン内に保存されているメールデータを基に復元して開示すべきである。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　原判断庁は、苦情申出人から退職の意向が示されたため、その意向を確認するため、特定年月日、苦情申出人と当時の千葉家庭裁判所の総務課長（以下「前総務課長」という。）らとの間で本件面談を実施した。

２　前総務課長は、本件面談の結果を幹部職員等の間で共有するために、本件面談の結果を記録したメモ（以下「本件面談メモ」という。）を作成し、口頭での報告に代えて必要な範囲の職員と共有した。本件面談メモは、日常的な業務連絡のために作成されたものであり、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する短期保有文書に該当するところ（平成２４年１２月６日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第４の３の（4）のイ、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第１１の１の（5））、上記のとおり、口頭での報告に代えて必要な範囲の職員と共有し本件面談の結果が共有されたことにより、所要の目的が達せられたため、直ちに廃棄された。

なお、原判断庁は、本件開示申出を受けて、本件面談メモ以外のものを含め本件開示申出に係る文書がないか探索したが、当該文書は見つからなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和４年４月１３日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年７月１５日　　審議

④　同年９月９日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件面談メモは、前総務課長により作成され、口頭での報告に代えて必要な範囲の職員と共有された後、直ちに廃棄されたとのことであり、この説明は当委員会庶務を通じて確認した結果に合致する。

２　苦情申出人は、原判断庁が本件面談メモを手持ち資料と称して保有していることがうかがわれる旨主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、本件面談は、苦情申出人が退職したい旨の意向を示したことから実施され

たものであること、本件面談後、苦情申出人から退職願が提出されたこと、２回目の面談に出席していた次席書記官は、本件面談にも出席していたことが認められ、上記事情も踏まえれば、本件面談メモによって本件面談結果が必要な範囲の職員と共有された後も、本件面談メモをその後の事務処理上保有する必要性は認められない。したがって、本件面談メモは本件面談結果が共有された後直ちに廃棄されたとする最高裁判所事務総長の上記説明に特段不自然な点は見当たらない。

また、苦情申出人は、文書の探索範囲が狭められている旨主張するが、それを裏付ける具体的な資料等の提出はなく、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁における文書の探索範囲に遺漏はなかったことが認められた。

したがって、苦情申出人の上記主張はいずれも採用することはできない。

３　そのほか、千葉家庭裁判所において、本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、千葉家庭裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

４　以上のとおり、原判断については、千葉家庭裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口　正人

委員　長戸　雅子